

【県民の皆様へ】引き続き、感染防止対策への取組みをお願いします。

県民、事業者の皆様のご理解、ご協力により、5月14日、福岡県に対する緊急事態宣言が解除されましたが、5月23日以降、北九州市の感染者が増加している状況です。これまでの努力が水泡に帰すことがないよう、感染の拡大を食い止めながら、社会経済活動のレベルを上げていく必要があります。

県民一人一人が、自分、家族、社会を守る行動をとっていく必要があります。県民、事業者の皆様に対して、次の取組みをお願いします。

<外出の自粛>

- ・6月1日以降、不要不急の外出要請を解除する。都道府県をまたぐ帰省や旅行も可能となるが、6月18日まで、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県への移動は慎重に対応すること。
- ・県内の他の地域への移動は、当該地域の感染状況を踏まえ、慎重に対応すること。
- ・北九州市民は、当分の間、県内外への不要不急の外出を控えること。
- ・外出の際には、各人による感染防止策を徹底するとともに、感染防止策が不十分な場所への外出を避けること。

<新しい生活様式の実践>

感染防止の3つの基本である(1)「身体的距離の確保」、(2)「マスクの着用」、(3)「手洗い」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践を図ること。

※「新しい生活様式」とは、「三つの密」の回避、手洗い・消毒、マスク、咳エチケット、人と人との距離の確保、「外出は少人数ですいた時間に」、「食事は対面ではなく横並びで」など、飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-new-customs.html>

<催物(イベント等)の開催>

- ・催物の開催にあたっては、以下を目安として、徹底的な感染防止策を講じて開催すること。

【～6月18日】

屋内:100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外:200人以下、かつ人と人との距離を十分確保(できるだけ2m)

【6月19日～7月9日】

屋内:1000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外:1000人以下、かつ人と人との距離を十分確保(できるだけ2m)

【7月10日～7月31日】

屋内:5000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外:5000人以下、かつ人と人との距離を十分確保(できるだけ2m)